

## 第8節 快適な生活環境の保全

### 1. 生活環境の現状

高尾山や浅川などに代表される自然豊かな八王子でも、駅を中心として多くの人が行き来し、娯楽施設や飲食店、様々な商品やサービスを提供する店舗などが集積するようになり、市民生活の変化に併せて商店経営のスタイルも変化してきています。

そうした状況の中、最近、マナーやモラルの欠如から大きな社会問題となっている歩きタバコや吸殻のポイ捨ての他、無秩序に歩道に放置された自転車問題、さらに違法看板の設置やはみ出し営業などにより街の美観が損なわれているのも現実です。

また、自然が豊かな半面、害虫や雑草に関する相談が多く、都市化に伴う電波障害や屋外広告のサーチライトなどの問題も起きています。

一方、市民・事業者が中心となって取り組んでいる駅前や沿道の花づくり事業や町会・自治会が行なっている地域や河川の清掃活動など美化活動が活発化しています。

市においても、住み良い環境づくりのために様々な制度づくりや啓発活動などを展開しています。

### 2. 喫煙マナーアップの取り組み

歩きタバコによる子どもの火傷や煙による不快感、或いはタバコの吸殻のポイ捨てによる美観の損失など、迷惑喫煙が社会的問題となっています。また、タバコは健康被害やタバコの不始末による人や財産の損失、或いは未成年者の喫煙問題などもあげられます。

一方、タバコは嗜好品の一つとして各自の判断により、大人としてマナーを守りながら楽しむものであり、喫煙者のマナーがしっかりしたうえであれば、タバコを吸う人と吸わない人が共存できる環境がつけられるのも事実です。

社会的関心が高まっているなか、喫煙マナーの普及と向上を図るため、東京都の全区市町村が一体となり「喫煙マナーアップキャンペーン」を実施しました。本市では77団体、431名の市民・事業者の皆さんと一丸となってキャンペーンを展開してきました。

そのほか、6月の環境フェスティバル、11月のいちようまつり、あったかホールのリサイクルプラザまつり、1月の成人式などの会場において啓発活動も実施しました。

歩きタバコやポイ捨ての問題は、まずは、喫煙者に問題意識を持ってもらうことが重要であり、マナー向上を図るために積極的に啓発活動を継続していきます。

また、喫煙マナーの問題は社会全体で解決していく必要があることから、市民・事業者との連携を図りながら、課題解決に向けてさらに具体的な取り組みを展開していきます。



「喫煙マナーアップキャンペーン」

(西八王子駅前にて)

### 3. 放置自転車と違法看板等に対する規制

#### (1) 放置自転車対策

放置自転車は通行の妨げになるばかりでなく、交通事故の誘発、障害者の社会参加や災害時の救急・消火活動の妨げとなります。

市は、駅周辺の放置自転車対策として、めじろ台駅に1,000台収容の自転車等駐車を整備しました。更に、八王子駅北口旭町のバイク駐車を24台分増設し、計63台を収容可能としました。

また、規制面ではバイク等に対する駐車違反の取り締まりの強化を継続するよう警察へ要請したほか、放置自転車の撤去対象時間帯の拡大や警告札の貼付強化を継続して行っています。

現在は放置自転車を一掃するため、通勤・通学利用の長時間駐輪と買い物利用等の短時間駐輪を区別した新たな対策について検討しています。



撤去した放置自転車の保管

#### (2) 違法看板とはみ出し営業対策

良好な都市景観を保全するため平成15年7月「捨て看板防止条例」を施行し、JR八王子駅周辺を重点区域として指定して厳しく対応したことや約600名の捨て看板除去協力員と協働して違反看板の除却に努めたことにより市内の捨て看板は減少しました。しかし、はみ出し営業は商店街の一部店舗で見受けられます。路上へのはみ出し営業については、警察やTMOと定期的にパトロールを行い、撤去・改善指導を実施しております。

(注) TMOとは、中心市街地の商業地全体を活性化させるため、計画立案、事業調整して街を運営管理する組織のことです。

### 4. 美観の保持

#### (1) 『美しい八王子をつくる市民の会』による「町」と「川」の清掃活動

市全域を対象に、町と川の清掃美化活動を実施し、美化意識の徹底についての呼びかけをしています。5月には町の清掃を、192団体、約1万2千人の参加のもと、約700kgの空き缶を、又、9月には川の清掃を、199団体、約1万2千人の参加のもと、約4kgのごみを拾い集めました。さらに、16年度から「喫煙マナーアップキャンペーン」に参加し、啓発活動をとおして喫煙マナーの普及・向上を図りました。活動内容も拡充し、参加する団体数や個人の方々も回を重ねるごとに増え続けていますが、市民一人ひとりがごみのない住みよいまちにするよう努めることが大切と考えます。

### 5. 衛生害虫と空閑地の雑草対策

#### (1) 害虫対策

市民の皆様から、ダニ、蚊、ハト、ネズミなど害虫等の駆除相談が多く寄せられており、その数は、年間1,500件を超えています。この中でもハチの駆除相談が最も多く、17年度に

おいては、1,362件の相談が寄せられました。このハチに関する相談は1年を通じてありますが、6月から11月に集中し、特に8月、9月だけで800件を超える相談があります。

市ではハチを含め害虫等の駆除を直接行っていませんが、駆除方法の簡単な説明や駆除業者の紹介、またハチの駆除をご自分で行われる方のために、防護服および殺虫剤の貸し出しを無料で行っています。

自然環境が豊かな八王子では、ハチなどの生き物が多く生息しています。今後は、市民の皆様にも、ハチなどの生き物に対しての理解を深めていただくため、資料づくりに取り組んでいきたいと考えています。

## (2) 空閑地の雑草対策

「八王子市民の生活環境を守る条例」に基づき、空閑地の雑草対策として、病害虫の発生や防犯上の観点から、適正に管理されていない土地の所有者等に対して、雑草の除去および清掃管理等の指導を行っています。

市へ寄せられる苦情等の件数は、毎年250件を超えています。市では地元町会や自治会などと協力し、空閑地の雑草対策に取り組んでいます。

## 6. 電波障害の未然防止と光害対策

### (1) 電波障害

テレビ放送は、受信機の普及により社会における情報伝達的手段としてきわめて重要な役割を果たしています。しかし、都市化の進展による高層建築物等の建築に起因する障害や、電氣的雑音などにより、受信障害が発生する場合があります。

テレビの受信障害は、建築物に起因するものが最大の要因となっています。市では、建築物による受信障害を未然に防止するため、八王子市民の生活環境を守る条例により、原因者による対策を義務付けています。さらに、八王子市集合住宅等建築指導要綱に基づき高さ10メートル以上の建築物の建築について事前協議を行い、計画時点における調査等について事前確認を行うなど、受信障害対策の指導を行っています。

### (2) 光害対策

15年末、市内のある施設から商行為を目的とした屋外広告用のサーチライトが照射されました。その後、市に問合せや「子供たちの怖がる声や青白い光に不安を感じる」といった苦情が寄せられました。しかし、その対処にあたっては法や条例では規制できず、使用自粛の要請を行うしかありませんでした。

そこで、市は光がもたらす市民の不安や不快感等を解消し、もって市民の平穏でより快適な生活環境を確保するために16年10月「八王子市サーチライト等の使用規制に関する条例」を「例外を除き、屋外を照射する目的でサーチライト等を使用してはならないこと、又、違反サーチライトに対しての職員の立入調査や使用停止の警告・勧告、更には勧告に従わない場合の公表制度など」を定め施行しました。

この条例を施行したことで、快適な生活空間の確保が図られました。